

つちはし事務所通信

1

January
2025



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025年1月1日

決定済み・
施行待ちの改正

高齢雇用継続給付の支給率が変更されます(令和7年4月～)

2025(令和7)年4月から、高齢雇用継続給付の支給率が、「最高15%」から「最高10%」に引き下げられます。厚生労働省から、高齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方に向けて、その内容を周知するためのリーフレットが公表されましたので、確認しておきましょう。

.....令和7年4月1日から高齢雇用継続給付の支給率を変更します(厚生労働省).....

令和7年4月1日から 高齢雇用継続給付の支給率を変更します

高齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

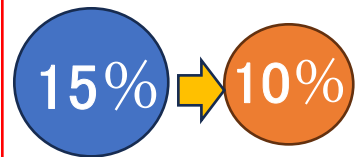
令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上)の方



★高齢雇用継続給付を考慮して、高齢者の賃金を決めている場合には、再検討が必要となります。

このリーフレットでは、対象者の方の説明や、改正後の支給率早見表も紹介されていますので、「全文を見てみたい」という場合は、気軽にお声掛けください。

決定済み・
施行待ちの改正

育児・介護休業法が改正されました②(令和7年4月～)

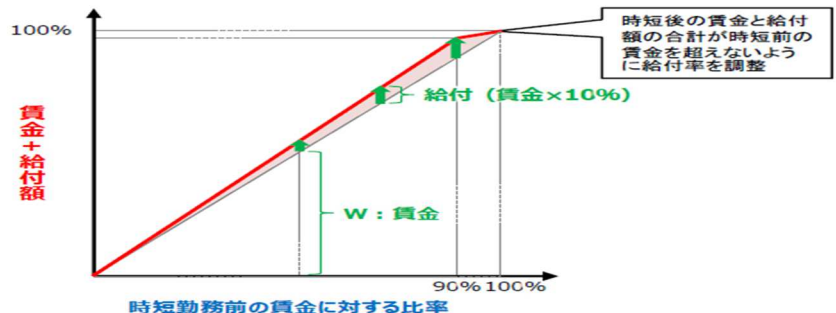
令和6年5月24日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立しました。施行期日は、基本的には令和7年4月1日ですが、公布日から数段階に分けて施行されます。10月号でお知らせした「育児休業給付率(手取りで10割相当)の引き上げ」以外にも「育児時短就業給付」の創設が予定されています。その概要を確認しましょう。

育児時短
就業給付

●育児時短就業給付の創設

(令和7年4月1日)

□ 育児で時短勤務したために賃金が低下した従業員に対する公的な給付制度はありませんでしたが、今回の法改正に伴い、2歳未満の子を養育する従業員に対して、時短前の賃金を超えない範囲で、時短勤務中の賃金額の10%が給付されます



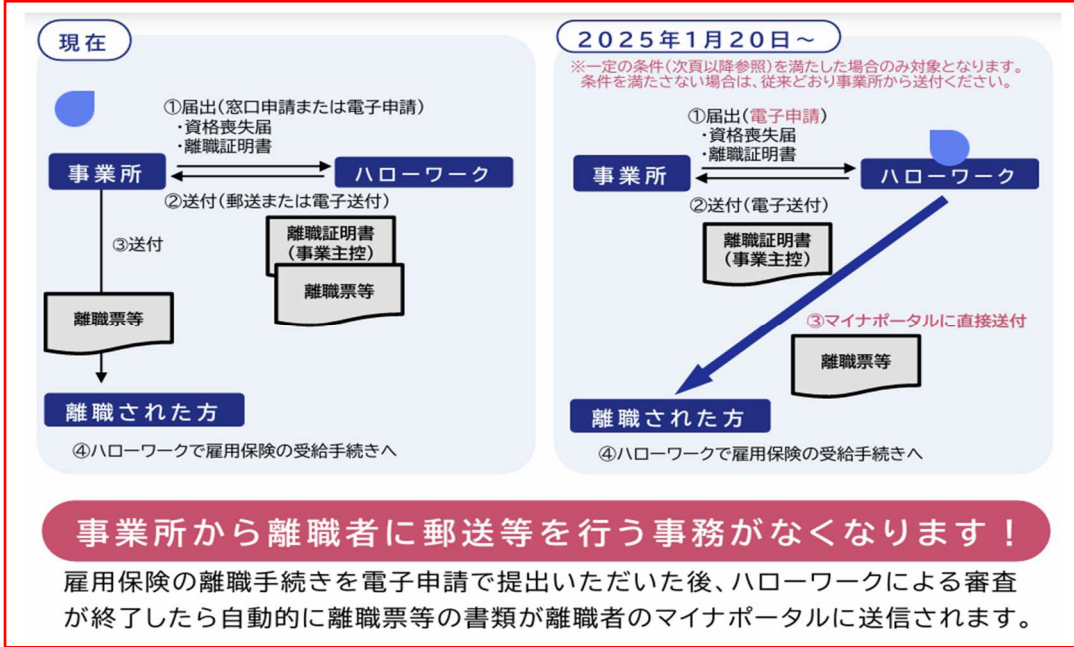
★改正事項が施行されるまでに、就業規則(育児・介護休業規程)の改訂への対応が必要になります。不明な点等がありましたら、気軽にお声掛けください。

1月20日
より適用

希望する離職者のマイナポータルへの「離職票」の直接送付を開始(令和7年1月～)

2025(令和7)年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスが開始されます。「離職票(雇用保険被保険者離職票)」は、離職者が雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受給するために必要となる書類で、ハローワークが交付するものですが、それが離職者に送付されるまでの流れに、バリエーションが加わります。そのポイントを確認しておきましょう。

.....2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します!(厚生労働省のリーフレットより抜粋).....



★「事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなる」というのはよいですが、このサービスを利用するためにはいくつかの条件があります。その条件を含め、不明な点があれば、気軽にお問い合わせください。

◆つちはし事務所より 謹んで新年のお慶びを申し上げます

お陰様でつちはし事務所は今年で25周年 ご縁に感謝いたします

- ★蛇が脱皮をするように、巳年は新しい自分へと生まれ変わる**変化の年**とされています。25周年を迎えたつちはし事務所も、今年は今までのスタイルから脱皮し、新たな事務所生まれ変わる**再生の年**とする決意です。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
- ★今年4月と10月に育児介護休業法の改正施行が予定されています。それに伴って、育児介護休業規程の改正が必要となり、雇用保険でも新しい給付が始まります。出産・育児に関する手続きは少子化対策として改正に改正が重なり雇用保険と社会保険の手続きがかなり複雑になっています。従業員さんやその配偶者の方の出産で様々な制度利用をお考えの場合はなるべくお早めにご相談をお願いいたします。
- ★同じく今年4月には高年齢雇用継続給付の支給率も15%から10%に下がります。少子化で若い働き手が採用できない中、頼りになるのがベテランの力です。同一労働同一賃金の議論も高まる中、高齢者の方の賃金設計は今年の重要な課題となりそうです。つちはし事務所では、今の賃金の現状をベースに、無理のない再設計のメニューをご提案いたします。賃金の再設計は従業員さんの納得も含めて、ある程度の時間が必要です。賃金の再設計については余裕をもってつちはし事務所にご相談ください。
- ★昨年12月からマイナ保険証が始まり、新たな保険証の発行はストップしました。そしてこの1月からは、希望者には離職票をマイナポータルに直接送付できるようになります。マイナンバーによる行政の効率化は静かに着々と進行中です。気が付くとレコードやCDが消えたように、行政手続きが全く違う手法に置き換わる未来もあつという間にやってきそうです。「その時、私たちの役割は何か」それを深掘りして考える1年のスタートです。

